

第19回西和賀町議会定例会

令和8年2月26日（木）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから第19回西和賀町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、配付のとおりであります。

傍聴される皆さんに申し上げます。傍聴席では、傍聴の際の留意事項をお守りください。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、7番、高橋義彦君、8番、高橋宏君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名します。

続いて、日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。開会に先立ちまして、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本定例会の会期は本日から3月13日までの16日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から令和8年3月13日までの16日間に決定しました。

続いて、日程第3、諸報告を行います。12月定例会から本定例会までの議会の行動日程については、配付のとおりです。

また、町監査委員より、地方自治法第199条第1項及び第4項に基づき監査された定期監査結果及び同法第235条の2第1項の規定に基づき検査された例月出納検査結果につい

ては、配付のとおりであります。

本日の定例会に出席を求めました内記町長並びに柿崎教育長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任をした旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 初めに、内記町長より説明委任のあった者の職氏名を読み上げます。副町長、高橋光世。会計管理者兼税務課長、柳澤里美。総務課長、吉田博樹。企画財政課長、新田由香里。観光商工課長、真壁一男。建設水道課長、佐藤太郎。農林課長、農業委員会事務局長、吉田祐康。町民課長、小林英介。健康福祉課長、深澤早苗。病院事務長、東清彦。なお、農業委員会事務局長にあつては、町長より囑託を受けた者として出席するものであります。

次に、柿崎教育長より説明委任のあった者の職氏名を読み上げます。学務課長、照井哲。子育て支援室長、内記良伸。生涯学習課長代理、加藤一幸。

あわせて、議事運営補助員として私、議会事務局長、小松重貴、主査、刈田真理子、主任、佐々木大和が従事いたします。

以上です。

議長 ここで町長より行政報告のための発言を求められておりますので、この際これを許します。

内記町長。

町長 おはようございます。定例会、よろしくお願いたします。

私から行政報告を申し上げます。議会の議

決を得た請負契約の変更について、契約金額に増減がなく、議会の議決事項とならない工期のみの変更に係る請負変更契約を締結したので、その内容について報告します。

令和7年9月12日に議決をいただいたオロセの吊橋橋梁補修工事についてであります。変更の主な内容は、ブラスト工法の専門業者との日程調整に不測の日数を要し、現場工事の実施時期等について受注者との協議の上、工事工程の見直しを行った結果、令和8年2月27日までの工期を令和8年3月31日まで延長するもので、請負変更契約の締結は令和8年2月10日に行ったものです。

私から、以上、行政報告であります。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長 以上で諸報告を終わります。

続いて、日程第4、町長の令和8年度施政方針演述を行います。

内記町長。

町長 本日ここに西和賀町議会定例会が開催されるに当たり、令和8年度の町政運営につきまして、私の所信を申し上げます。

令和7年度、本年3月末を目指して取り組んでまいりました第3次西和賀町総合計画については、策定作業が完了し、本定例会におきまして、議案として提案させていただくこととしております。

当該総合計画における基本構想の核は、町民の健康と暮らしの質を高め、基幹産業の強化を図ることであり、自治体の使命である住民福祉の増進であります。

道路・上下水道・除雪・医療・介護・福祉・教育・通信等の持続性の確保と充実、そして基幹産業である農林業と観光の振興であり、確かな基本インフラ・生活基盤が整ってこそ文化の向上が図られていくとのビジョンであります。

総合計画における重点戦略として、「道の駅」の認定を目指す複合拠点施設の整備、岩

手県立西和賀高校の学級増を踏まえてのさらなる伸展、「ユキノチカラ」を主体として、「ミルクぼーやをイメージキャラクターとするYUDAミルク」、「GI認証を得た西わらび」などの既存の有カブランドをよりどころとさせていただき、西和賀町の存在感を高めることの3つを掲げております。

基本インフラ・生活基盤の持続性の確保は、行政において不可欠な取組であります。私は、人口が減少しても町民一人一人の生産額、稼ぐ力は落とさない、むしろ高めていくことが暮らしの質を落とさず、向上させていくことにつながるの考え方、これからの社会変化を見通した場合の取るべき取組方向であると考えております。

その牽引となる方策が、総合計画の重点戦略としております「複合拠点施設（道の駅）の整備による往来人口の増」、「西和賀高校の伸展を活かした小中高における児童・生徒の町内外からの受け入れ」、そして「町のブランド化による観光客等の交流人口と関係人口の最大化」であり、それを生産者や事業者、起業を目指す方々には、経済活動の活性化の契機、チャンスとして捉えていただき、富の増大につなげていただきたいとの見通しであり、考え方であります。

そして、これらの方策は、西和賀町が合併時に掲げ、目標としてきました6次産業化による町の活性化に資するものであるとも考えております。

次に、予算編成について申し上げます。令和8年度の予算編成に当たっては、予算編成方針及び事業実施の指針となる総合計画に基づき、これからのまちづくりや地域づくりに果たす役割と財政的な負担を考慮した上で、事業の緊急度や必要性、公的責務の妥当性について事業評価を行い、後年度の見通しを十分に検討、精査をし、編成したところであります。

高齢化や人口減少等による地域経済の縮小に伴う税収減が見込まれる一方で、町の貯金である基金の取崩しによって、基金残高が急激に減少してきており、一層の緊張感を持った財政運営が不可欠であります。このような点からも「中期財政計画」に沿った改善策を着実に進め、持続可能な財政運営に努めてまいります。

以上の方針により提案を予定しております一般会計当初予算の総額は、77億900万円となり、令和7年度の当初予算と比較して5億1,600万円、率にして7.2%の増となっています。

次に、「第3次西和賀町総合計画」について申し上げます。令和7年度をもって終了する「第2次西和賀町総合計画」の成果と課題を検証し、社会経済情勢の変化に対応した今後10年間の新たなまちづくりの指針として、「第3次西和賀町総合計画」を策定します。

今回策定する総合計画は、これまで個々に策定していた、人口減少対策に特化した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、行政の効率化と財政の健全化の方針を示した「行政改革大綱」を統合し、一体的な計画として策定しております。これにより、まちづくりの長期的なビジョンと地方創生に向けた具体的な戦略を整合させ、より実効性の高い計画推進を図ります。

基本構想に町の将来像「豊かな自然と学びが拓く 笑顔が行き交う にぎわいのまち」を掲げ、この町の将来像を実現するため、4つのまちづくりの基本目標を定めました。

1つ目は、地域資源を活用したにぎわい創出と多様で魅力ある産業の振興。

2つ目は、地域への誇りを育み未来を拓く人材育成。

3つ目は、いきいきと健康な暮らしを支える保健医療福祉の推進。

4つ目は、安全で快適な住みよい環境と安

心な暮らしづくり。

以上、4つのまちづくりの基本目標に沿って、具体的施策に取り組みます。

また、前期基本計画の5年間においては、町の未来を切り拓く駆動力・エンジンとして3つの重点戦略を位置づけ、分野横断的かつ優先的に推進してまいります。

重点戦略の1つ目は、複合拠点施設（道の駅）整備とにぎわい創出です。町民の日常生活を支える機能と町外からの誘客を図る観光・交流機能を併せ持つ「複合拠点施設（道の駅）」の整備と、これを地域経済循環のハブとして、単なる通過点ではなく目的地となる拠点を創出する取組を進めてまいります。

重点戦略の2つ目は、西和賀高校魅力化による人材育成です。地域存続の生命線である岩手県立西和賀高等学校を核として、学校・地域・行政が一体となった「高校魅力化」を推進します。生徒一人一人を伸ばす学習体制の充実と地域課題に触れる探究学習を通じて、郷土愛と未来を切り拓く力を備えた人材育成に取り組みます。

重点戦略の3つ目は、「ユキノチカラ」地域価値創造プラットフォーム形成です。地域ブランド「ユキノチカラ」プロジェクトを産業・情報・交流を横断的につなぐ「地域価値創造プラットフォーム」へと進化させます。複合拠点施設の整備を見据え、その中身となるコンテンツ（商品・情報・人の流れ）を段階的に整備してまいります。

次に、令和8年度の取組について、まちづくりの基本目標ごとに述べます。

地域資源を活用したにぎわい創出と多様で魅力ある産業の振興について。

農業の振興については、目指すべき将来の農地利用の姿を具体化した「目標地図」を含む「地域計画」に基づき、地域農業の将来に向けた取組が各地域で進められております。今後も地域の話合いを経て、随時計画の見直

しをしていくこととなります。これは、高齢化や人口減少が進む中で地域農業の未来を見据え、農地を適切に利用するための「未来の設計図」となります。このことから、今後も地域の話合いに寄り添いながら、計画の実効性を高めるために町としての役割を果たしてまいります。

水田活用の直接支払交付金については、食料・農業・農村基本計画の目標となる食料安全保障の確保に基づいた農業の持続的な発展を目指し、令和9年度からの新たな農業施策が令和8年度中に示されることとなり、国の動向を注視しながら、西和賀地域の实情に応じて、水稲及び町の基幹作物であるリンドウをはじめとする畑作物の生産性向上を目指して取組を進めます。

しかしながら、水田政策をめぐる状況は、依然として厳しい状況にあります。条件不利農地の実態に配慮しつつ、担い手への集約を行いながら、主食用米の需給バランスを見定め、地域振興作物や土地利用型作物への誘導を図ってまいります。

農業農村整備事業については、令和3年度に川舟地区において105ヘクタールの基盤整備を実施する計画が採択され、令和6年度から本格的な面工事に着手しております。これまで新山地区12.6ヘクタールの区画整理が行われ、令和8年度は同地区の8.7ヘクタールについて区画整理が行われます。

中山間地域等直接支払交付金については、令和7年度から令和11年度までの新たな第6期対策がスタートしております。農業生産条件の不利な中山間地域において、農用地の維持管理及び地域活動をしていくために、地域が取り組む上で必要不可欠な事業であります。同様に、多面的機能支払交付金も地域が主体となって農業農村環境の保全を行う事業です。これらの事業の円滑な推進に努めてまいります。

また、今後も地理的表示（GI）となっている「西わらび」のような本町の気候特性を活用し、受け継がれてきた農畜産物の生産・加工及び販売の促進について取り組みます。

林業振興については、令和5年度と令和7年度に実施した航空レーザー測量のデータ等を活用し、「森林経営計画」の策定の推進を図るほか、町内の民有林をはじめとした森林資源の活用に向けて、森林環境譲与税を活用した間伐及び素材生産等の施業を促進してまいります。あわせて、森林資源のエネルギー活用に向けた森林バイオマスのより積極的な利用拡大に向けた取組を進めてまいります。

近年、ツキノワグマやイノシシによる鳥獣害の被害が増加しており、特にツキノワグマによる人里への侵入及び農業被害並びに人身被害は新たな段階に入っていることから、関係課等と連携をより一層図り、被害防止に努めてまいります。また、狩猟ハンターの確保・養成による捕獲対策の強化にも引き続き取り組みます。

商工振興については、事業承継に係る事業者の意向調査や物価高騰により影響を受けている事業者からの情報収集を行い、引き続き国や県とともに支援を進めてまいります。また、後継者対策、創業支援を推し進めるため、商工団体、金融機関や国・県と連携し、「経営発達支援計画」、「創業支援事業計画」に基づく取組を進め、町内事業所に対する支援を通じて地域経済の活性化を図ります。さらに、労働者対策として、商工団体や公共職業安定所との連携を図り、きめ細かな対応を行ってまいります。

観光振興については、第二次観光振興計画の進捗状況及び課題を整理し、令和9年度から5か年の期間となる第三次観光振興計画及び第1次アクションプランの策定を進め、持続可能な観光地を目指します。

インバウンド需要の高まりに対応するため、

観光施設の表示物の多言語化を実施します。また、デジタル上の情報を充実させるとともに、SNSによる情報発信、観光事業者の受入れ態勢の強化に努めます。現在取り組んでいるかわまちづくり事業を活用した誘客を促進するため、湯田ダムのさらなる湖面活用の推進及び各種イベントがより効果的なものとなるよう、関係機関との連携による集約化を検討します。

地域おこし協力隊については、地域外の人材を多様な形で受け入れ、地域の活性化につなげるため、活動や定住に向けた支援体制を強化します。令和8年度より地域おこし協力隊の裁量を広げる活動費補助金制度へ移行し、経営感覚と自立心を養うことで、任期後の起業や事業承継を後押しし、定住・定着につなげてまいります。

地域への誇りを育み未来を拓く人材育成について。

町の子供たちの「確かな学力」の育成と「生きる力」を育む教育の充実、そして「地域への誇りを育み未来を拓く人材育成」の実現のため、教育委員会と連携を深め、課題を共有し、教育行政の充実に努めてまいります。

学校施設については、沢内地区小中一貫校の設置に向けての準備、検討を行うとともに、魅力的な教育環境づくり、地域活力に結びつくための機能面等について、子育て世代や住民の皆様と意見交換等の機会を設けながら進めてまいります。また、西和賀町の教育環境の魅力を生かした、地域との協働による「教育留学」のあり方について検討してまいります。

県立西和賀高校については、引き続き生徒一人一人を伸ばす学習指導体制、進路実現に向けたきめ細かなサポート、地域探究活動による郷土愛と未来を切り拓く人材育成等の魅力ある学習環境づくりを支援してまいります。

新たに公営塾事業の高校生学習支援として

ICT教育支援サービス「スタディサプリ」を導入し、個別最適な学習環境への支援を行うとともに、入寮が増えている学生寮にハウスマスターを配置し、生活面、見守り、相談体制等のサポート体制の充実を図ります。

西和賀高校魅力化による人材育成を町の重点戦略事項とし、引き続き西和賀高校の魅力を県内外に広く発信することで、入学希望者の確保を図り、地域人材の育成と創出に取り組めます。

生涯学習については、町民大学や高齢者大学などを通じ、継続的な学びの機会の創出を図るとともに、教育振興運動や読書活動の推進、男女共同参画理念の普及啓発に取り組めます。

生涯スポーツについては、地区体育協会ごとのスポーツ交流事業や体育協会各種目団体主催による大会開催などの活動を支援し、スポーツに親しむ機会づくりに取り組めます。また、スポーツ推進委員や休日部活動指導員などの指導者の育成に取り組むとともに、令和7年度に設置予定の総合型地域スポーツクラブを起点に、スポーツや文化活動の振興に取り組めます。

文化芸術については、演劇やコンサートなどの鑑賞事業をはじめ、小中学校への各種アウトリーチ事業、銀河ホールに全国の若者が集う創作活動などを通じて、町民の心の豊かさを醸成するとともに、関係人口・交流人口の創出に寄与する事業を展開します。

いきいきと健康な暮らしを支える保健医療福祉の推進について。

まちづくりの目標「いきいきと健康な暮らしを支える保健医療福祉の推進」の実現に向け、各計画に基づき健康づくりや介護予防、福祉施策などの取組を引き続き推進し、福祉の向上に努力してまいります。

令和8年度は、「障がい者計画」、「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」などの各

種計画の最終年度であります。これまでの実績や進捗状況を評価、検証するとともに、アンケート調査等により町民の生活実態やニーズの把握に努め、計画の策定に取り組みます。

健康づくりや子育て支援、包括的相談支援の役割を果たす拠点施設の整備に向け、令和7年3月に策定した「西和賀町保健・子育て・包括支援拠点施設建設基本計画」に基づき実施設計を行ってまいります。関連する事業を並行して進めながら、建設の早期着工を目指します。

介護予防については、保健事業と介護予防を一体的に行うため、低栄養防止・重症化予防を多職種で推進していくとともに、シルバーハビリ体操指導者等を引き続き養成しながら、地区集会所を利用した集いの場づくりを支援してまいります。

福祉施策については、障害児の保護者の経済的負担の軽減及び社会参加の促進を図ることを目的に、障害児が障害児通所支援施設に通所するために必要な交通費の一部を助成する新たな事業に取り組みます。

RSウイルスに対する母子免疫ワクチン接種は、妊婦に対して行うもので、令和8年度から新たに予防接種法のA類疾病の定期接種に追加されることから、他の予防接種同様、対象者へ接種費用の助成を行うこととし、疾患の発症や重症化予防に取り組みます。

保育については、幼児の健やかな成長を安心・安全に支える環境の整備のため、保育施設の運営統合を着実に進め、湯田地区の新たな私立保育施設整備に対する支援と病児保育事業の再開に向けた取組を行ってまいります。また、子育て環境整備の次の段階に向けて、地域未来交付金を活用した広域連携事業により、子育て世代や町外住民に魅力を感じさせる教育・保育の実践に取り組みます。

病院事業については、引き続き「公立病院経営強化プラン」に基づき、地方公営企業と

して経営の効率化に努めながら、予防と診療の一体的提供を行う地域包括ケアの拠点として、その使命を果たしてまいります。そのためには、現在の診療体制の維持向上を図るとともに、専門外来の維持や常勤医師の負担軽減のため、外部の応援医師や医療スタッフの確保に努めてまいります。

また、人口減少による患者数減の影響は否めませんが、町内で唯一病床を持つ町立病院としての使命感の下、地域包括ケア病床の適正な運用を図り、急性期の治療を終えた患者の円滑な在宅復帰を支援する体制を維持するとともに、病床の計画的な運用により入院収益の増加に努めてまいります。

さらに、高齢化に伴い在宅医療の需要が高くなってきていることから、訪問診療等の充実を図っていくとともに、併せてデジタル技術を活用した医療サービスの提供、医療DXの推進を図り、医療資源の効率的な活用と患者が自宅等にしながら医療サービスを受けられる遠隔診療体制の構築を進め、患者の利便性向上と医療従事者の負担軽減に努めてまいります。

安全で快適な住みよい環境と安心な暮らしづくりについて。

北部活性化拠点施設については、北部地域の活性化を目的に活動する西和賀町北部活性化推進委員会から、産直を中心とした拠点施設の整備に係る支援について要望がありました。

本町北の玄関口である北部地区において、地域主体による拠点施設が整備・運営されることは、盛岡方面からの誘客促進によるにぎわいの創出や地域経済の活性化につながるものであります。

また、住民の利便性向上など、地域課題の解決にも資することから、国の交付金等を活用し、支援を行ってまいります。

地域コミュニティ支援については、持続

的な地域運営に向けた話し合いを進める役割を担う地域専属の集落支援員を地域づくり組織ごとに配置できるよう、体制を整えてまいります。

地域において話し合われた内容を「地域づくり計画」に位置づけることにより、関係人口の創出、農地対策、デジタル化支援など、地域ごとの課題を集落支援員の業務として取り扱い、地域主体による課題解決を目指してまいります。

公共インフラ施設については、安全で快適な交通環境を確保するため、道路施設点検等を行い、劣化した路面の補修や橋梁などの予防保全を計画的に実施し、長寿命化に努めます。さらに、公営住宅についても、「長寿命化計画」に基づく適切なマネジメント方針により、予防保全的な維持管理を進めます。

また、町民が安心して生活を送るために最も重要な冬期交通確保対策について、直営作業員の確保対策とともに、民間事業者と協力し、適切な道路排雪業務に努めます。

本町と町外を結ぶ重要路線である一般国道107号や主要地方道盛岡横手線などの改良整備について、引き続き県や国に対し要望してまいります。

公共交通、JR北上線については、令和6年11月15日に全線開通100周年を迎えたところであり、歴史的価値のみならず、生活インフラ、地域間連携、観光資源、災害時の代替性といった多面的価値を見詰め直し、次の100年に向けて引き続き沿線自治体やJR東日本のほか、沿線地域の観光団体とも連携し、継続的な利用促進につながる取組を進めてまいります。

町民バスについては、令和7年3月から運行を開始したAIオンデマンドバスにより、利用者のニーズに対応できる運行体制の構築を図ったところであり、引き続き持続可能な公共交通システムの構築のため、運行内容の

改善に取り組みます。

若者の住みよい環境づくりについては、若者や子育て世代が本町を選択し、住み続けられる環境づくりを推進します。官民連携により整備した移住促進住宅の適切な管理・運営に努め、若年層の安定した住まいの確保を支援します。あわせて、移住コーディネーターを中心に、地域で移住者を温かく迎え入れる受入れ態勢の構築を推進します。

空き家対策については、安全で安心な居住環境を確保するため、空き家バンク制度の普及を図るとともに、所有者に対し適切な管理を促す啓発や必要な支援に取り組みます。あわせて、特定空家等に対しては、引き続き適切な指導を継続してまいります。

上下水道事業については、施設の適切な維持管理に努め、安定的かつ持続可能な経営を行ってまいります。

水道事業については、効率的かつ効果的な事業実施に向けた、中長期的な水道施設の「基本計画」に基づいた浄水場等施設の統廃合や老朽管路の耐震化を順次進めてまいります。また、持続可能な事業経営を確保するため、新たな「経営戦略」により、合理化、効率化を図ってまいります。

下水道事業については、令和6年度から地方公営企業会計に移行となり、水道事業と同様に経営・資産状況に即した弾力的な経営を行うため、新たに策定した「経営戦略」により適切な使用料金を検討いたします。

また、平成15年度から供用開始した公共下水道と農業集落排水施設は、設置から20年余りが経過し、今後大規模な設備の更新が見込まれることから、長期的、平準的な視野に立った「下水道ストックマネジメント計画」に基づいた施設・設備の計画的な更新を進めてまいります。

防災・減災対策については、自主防災組織や福祉施設等と協働した防災訓練の実施に加

え、防災士の資格取得支援を行うことにより、地域防災力の一層の強化を図ってまいります。

また、防災マップの周知徹底を図り、住民一人一人の防災意識の向上に努めるとともに、災害発生時に避難所で必要となる物品について、計画的な備蓄を進め、地域防災体制の充実に取り組みます。

行政サービスのデジタル化については、デジタル技術の効果的な活用により業務の効率化を推進し、住民サービスの質の向上を図るため、引き続き行政のデジタル化を着実に進めてまいります。

以上、令和8年度の町政運営に関する私の所信を申し上げます。これらの施策を着実に実行し、希望ある持続可能なまちづくりを進めてまいります。議会議員並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力、そしてご参画を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げ、私の所信表明とさせていただきます。

議長　これで町長の施政方針演述を終わります。

ただいまの施政方針演述に対する追加質問がありましたら、一般質問の場での質問を許可しますので、明日午前9時30分までに通告書の提出をしてください。

なお、追加質問は、ただいまの施政方針演述に関する事項のみとなるほか、質問項目にはページ数も併せて記載をしてください。

続いて、日程第5、教育長の令和8年度教育方針演述を行います。

柿崎教育長。

教育長　皆さん、おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

日差しも暖かくなり、春を感じる季節となりました。3年間共に、一緒にJRを利用した高校生と話す機会がありまして、「間もなく卒業だね」ということで、「就職も決まって、よかったね」という話になりました。

「お給料をもらうんだよね」と話をしたとこ

ろ、「そうです」と。「どう使うの」と言ったら、「親にまずやります」ということで、「ああ、素晴らしいことだよね」というような話をしたり、「自動車学校終わったんだよね。免許取れた」と、「取れました」と。「車買いたい」、「買う」と。「何をかうの」と、「SUV車に乗りたい」というふうなお話があったりし、またホーム下りると、北上に向かう高校生と会うことができます。表情がとてもよく、声かけますと、すぐこちらにも挨拶してくれて、とてもいい気分になっているところです。

本期間は、中学生にとっても高校入試という期間、この期間に行われます。また、高校につきましては3月1日卒業式ということで、子供たちの新たな1年がスタートするこの期間になります。私たちも議会頑張りたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、私のほうの演述をお話ししたいなと思っております。

日頃より本町の教育行政の推進につきまして、議員各位をはじめ、学校・保護者・地域の皆様方から力強いご支援をいただいていることに感謝申し上げます。

本日、ここに「西和賀町議会定例会」が開催されるに当たり、令和8年度の教育行政推進の概要について申し上げます。

この1年、「第2次西和賀町教育振興基本計画」に掲げる「未来を拓き、地域を愛する人を育てるまちづくり」に沿って、「学校教育」、「生涯学習」、「生涯スポーツ」、「歴史や文化」の4つの分野ごとに教育に関わる施策を具現化してまいりました。

「学校教育」については、子供たちが好奇心や探究心を持ち「学ぶ」ことに喜びを感じ、夢や目標の実現に向かって努力できるよう取り組んでまいりました。授業の改善、外国語指導助手や部活動指導員等の人的配置、能力

向上のための各種検定費の補助など、関係する多くの方々と連携し、支援してまいりました。その成果として、学習やスポーツの各種調査では大きな伸びを確認することができました。また、各種大会やコンクール等では多くの活躍も目にすることができました。ほかにも郷土芸能の継承、農林業の体験など、地域を知る学習も推進してまいりました。

これからの西和賀の教育については、「西和賀町沢内地区小中一貫校設置検討委員会」の報告に基づき、町の方針を決定し、説明会や意見交換会を行ってまいりました。今後もいただいた意見を基に、よりよい教育のあり方を検討していく必要があると思っております。

子育て世代の支援に係る保育については、この4月より湯田・沢内地区それぞれ1園舎で運営していくことから、求める保育環境の整備や保育内容の検討、そして湯田地区の新園舎の建設の準備を行ってまいりました。

県立西和賀高校につきましては、長年の「魅力化」の取組により、今年度から1学年2学級80名定員となり、130名を超える生徒が在籍し、地域と交流を深めながら、自己実現に向けて努力しています。今後も「高校の魅力化推進は町の活性化の要」とも位置づけ、西和賀高校の魅力化を推進する必要があると考えています。

「生涯学習関係」については、文化創造館「銀河ホール」を拠点に、音楽サークル「山の音楽隊」や第一線で活躍する音楽家の皆さんとつくる音楽会、劇団「こまつ座」や「前進座」による演劇公演等を開催し、町民の豊かな生活を支える文化活動の推進に取り組んでまいりました。この3月は、県内外から集まる高校生による演劇合宿事業「高校生アワード」を再開いたします。また、共生社会の第一歩として取り組んだ男女共同参画標語コンクールでは多くの方々からご応募いただき、

幅広い世代の方々に男女共同参画について考えていただきました。

スポーツ振興においては、競技力の向上のため、各種大会と地域づくりのためのスポーツ交流会を積極的に開催してまいりました。現在は、町のスポーツ推進役となる「総合型地域スポーツクラブ」の設立を進めております。

以上、このように今年度を振り返ってまいりましたが、迎える新たな1年も町民の方々の活力を生むために、関係する皆さんと協力・連携を図り、教育行政の推進に努めてまいります。

それでは、4つの分野の基本方針に沿って、令和8年度の教育行政における具体的な方向性について述べさせていただきます。

初めに、「未来を担う子どもたちの生きる力を育む学校教育」についてです。

私たちを取り巻く社会は、多様な価値観が混在し、時には激しくぶつかり合うなど混沌とした状況にあり、いまだ成熟社会に向けての発展途上にあります。そのような状況下であっても、人のぬくもりを感じる環境の中で子供たちが協働し、よき未来を創造できるよう、次の7点を中心に学校教育を支援してまいります。

初めに、未来を切り拓いていくのに必要な「確かな学力」の育成についてです。専門的な教科指導や複式学級指導及び小中一貫教育を推進する指導主事と外国語指導助手等の人的配置を継続します。研究公開校を湯田小学校に指定し、算数の学習を通して「筋道を立て、論理的に思考し表現できる能力」の育成を図るとともに、教職員の指導力向上に努めます。加えて、人は言葉を通して考えを深めることから「読解力」に着目し、「新聞を活用した教育」をさらに充実させ、生涯にわたり自学と自立ができるための基盤づくりを支援します。

2つ目は、地域と共に作る「豊かな心の教育」についてです。小中の9年間の中で、町の自然や産業、文化・歴史等の価値ある資源に十分に触れる学習を展開し、児童生徒の豊かな感性を育ててまいります。あわせて、この地域で懸命に暮らす人々の思いに触れる機会を創出し、地域の再発見と町に対する誇りを育ててまいります。

3つ目は、「安全安心な教育環境」についてです。全国的には、学校に居場所を見つけられず、登校できない児童生徒が35万人を超えております。学校が「夢や希望、悩みを相談できる場」、「失敗を恐れず挑戦できる場」であってほしいと考えます。そこで、各学校に複数の特別支援教育支援員及び中学校に教育相談員を引き続き配置します。また、昨今は、害獣による人の生活圏への侵入があることから、スクールバスの運行を含め登校の安全に配慮してまいります。さらに、自ら健康な生活習慣を身につけられるよう、学校保健会との連携を図ります。そして、令和8年度から小学校の給食費の無償化を行います。

4つ目は、「教職員の働く環境」についてです。教職員がやりがいを感じながら、児童生徒としっかり向き合う時間を確保することがよりよい教育に重要です。そこで、「西和賀町教職員働き方改革プラン」に基づき、令和8年度から岩手県クラウド版統合型校務支援システムを導入し、事務の効率化と業務の改善を図ります。また、教職員の負担軽減と専門的な指導体制の充実に向け、引き続き部活動指導員を配置します。

5つ目は、「西和賀高校の魅力化」についてです。生徒相互や教職員との温かな雰囲気の中で切磋琢磨し、自己実現を目指せるような支援をしてまいります。「習熟度別学習や公営塾等が支える確かな学び」、「安心して過ごせる生活支援」、「地域と協働した豊かな

学び」を3本の柱に据え、海外派遣や各種試験・検定補助、併せて新たな学習支援と生活サポートを行ってまいります。

6つ目は、「保・小・中」が連携した一貫教育の構築です。発達段階に応じた支援のあり方と一人一人が主体的に学べる資質・能力を育む教育を目指し、保育所・園と小学校間交流や、英語や理科、体育等の専門性が求められる教科を中心に、小中学校の校種間を超えた授業のあり方を検討してまいります。

最後は、子育て世代への支援の充実についてです。よりよい保育環境の構築を目指し、4月より湯田地区は湯本保育園に、沢内地区はせんだん保育所に統合します。この変化に対する子供たちのケアに万全を期しつつ、「西和賀町第三期子ども・子育て支援事業計画」に寄せられた多様なニーズを具現化してまいります。ほかにも検討を重ねてきた病児保育事業の再開や、子育て支援機能と包括的相談機能を有した「こども家庭センター」の設置の準備、他地域からの子供を受け入れる「保育留学」について検討し、実施してまいります。

次に、「生涯学習の推進と環境づくり」についてです。

現代社会は、AIの進化がDX（デジタルトランスフォーメーション）を加速させ、生活の利便性が向上する一方、社会の変化に対応し切れないことによる生活の困難さや孤立感も生じています。そのような中、学びを通じた新たな発見や交流は社会との接点を生み出し、日々の暮らしに活力を与えてくれます。そこで、よりよい学びに出会えるよう、以下の3点を重点に取り組んでまいります。

初めに、「町民大学講座」、「高齢者大学講座」等の各種講座、また親子で参加できる「家庭教育学級」、「読書会・読み聞かせ会」などを行い、新たな知見の獲得と参加者の交流を促進してまいります。あわせて、男

女共同参画推進サポーターや読書ボランティアなど人材の育成と受講者が活躍できる場面の創出を図ります。

2つ目は、「読書活動」の推進です。各種調査の結果、子供たちの読書習慣に関わる課題が挙げられております。そこで、2園に集約される町内の保育施設において、子供たちの興味や保育施設のニーズを基に積極的に図書を貸し出し、小さい頃から本になれ親しむ機会を増やしてまいります。また、家庭で読み聞かせができるよう「読書会」等を企画し、読書が生活の一部になるよう支援してまいります。

3つ目は、教育振興運動についてです。引き続き地域コーディネーターを配置し、「実践班」による活動を充実させるとともに、子供たちの活躍を紹介した「広報誌」を発行し、地域全体で子育てする機運を高めます。また、地域とともにある学校づくりを目指す学校運営協議会と教育振興協議会との関係を強化し、児童生徒の「生きる力」の育成のための具現化を図ります。

講座や様々な活動後のアンケートでは、肯定的な回答をたくさんいただいております。今後も多くの方々に参加していただけるよう、「生涯学習だより」を作成するなど、多様な方法で情報提供に取り組みます。

続いて、「誰もが参加できる生涯スポーツの振興」についてです。

スポーツ振興では、町民が生涯にわたりスポーツに親しむ環境整備と機運の醸成を図り、「健康で活気あふれるまちづくり」に取り組みます。

特に町のスポーツ振興及び地域づくりの牽引のため、多世代・多種目・多志向に対応した、いつでも・誰でも・どこでもスポーツに親しむ環境づくりを目指した「西和賀町総合型地域スポーツクラブ」の活動を支援してまいります。子供たちを対象とした「スポーツ

教室」の開催や多世代が楽しめるニュースポーツ等の出前講座、指導者育成に関わる研修会を開催し、多くの方々にスポーツの楽しさを感じてもらい、健康づくりと地域づくりの一助となるよう推進してまいります。

また、町主催の沢内クロスカントリースキー大会や北上沿線中学校野球大会を開催します。ほかにも各種目単位協会が主催するスポーツイベントの実施を支援し、競い合う楽しさと技術力向上を図ります。

そのほか、インターハイ県予選ローイング競技が錦秋湖を会場に開催されることから、県高体連と連携し、運営を支援してまいります。

そして、第4の分野、「地域の歴史や文化の継承と創造」についてです。

町の歴史や文化は、この地を誇りに思い生活していくためのよりどころとなる社会的財産であり、心豊かな生活を実現するための支えとなります。さらに、地域の独自性も発揮できることから、関係人口の創出にも大きな影響力があります。そのため、次の取組を推進してまいります。

初めに、文化創造館「銀河ホール」の活用についてです。町の芸術文化協会と連携し、町民がより多くの文化・芸術に出会える機会づくりを推進してまいります。特に演劇活動の拠点として、高校生や大学生等の若い方々が集う学生演劇を支援し、文化の発展と関係人口の拡大に努めてまいります。本施設は、開館以来30年を経過いたしました。今後も施設の機能を低下させずに維持していくために、中央監視装置更新の工事を行います。これからも愛される銀河ホールにしていけるよう、関係する諸団体と協力を重ねてまいります。

子供たちの情操教育のための中学生の演劇講座や第一線で活躍しているアーティストの方々による音楽活性化支援事業も引き続き行い、学校教育の充実にも取り組みます。

文化財については、大学や関係機関の協力を得て、適正な管理による保護に努めてまいります。あわせて、地域に眠る歴史や文化を掘り起こす地元学への思いを育み、地域の活力に結びつくよう工夫・支援をしてまいります。

歴史民俗資料館と美術館については、積極的に町の文化や歴史情報を発信する場としての活用を図るとともに、展示内容のよりよいあり方を検討してまいります。

以上、令和8年度教育行政の具体的な方向性について申し上げました。これからも長い歴史の中で培われてきた西和賀の教育を大切にするとともに、新たな目標に向けた活動を行い、「地域に誇りを持ち、豊かな心を育てるまち」の実現に努めてまいり所存ですので、議員並びに町民の皆様方のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

以上で終わります。どうぞよろしくお願いたします。

議長 これにて教育長の教育方針演述を終わります。

ただいまの教育方針演述に対する追加質問については、町長施政方針演述と同様に取り扱いますので、申し添えます。

ここで11時5分まで休憩します。

午前10時54分 休 憩

午前11時05分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

続いて、日程第6、令和8年度予算議案の上程を行います。

本案は、議案第23号 令和8年度西和賀町一般会計予算についてから議案第30号 令和8年度西和賀町下水道事業会計予算についてまでであります。以上、8件を一括で上程します。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま一括上程になりました議案第

23号から議案第30号までの令和8年度当初予算について提案理由を申し上げます。

提案の予算は、議案第23号 令和8年度西和賀町一般会計予算について、議案第24号 令和8年度西和賀町国民健康保険特別会計予算について、議案第25号 令和8年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第26号 令和8年度西和賀町介護保険特別会計予算について、議案第27号 令和8年度西和賀町温泉事業特別会計予算について、議案第28号 令和8年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算について、議案第29号 令和8年度西和賀町水道事業会計予算について、議案第30号 令和8年度西和賀町下水道事業会計予算についての8会計予算であります。

各予算は、地方自治法第211条第1項の規定により、また病院事業会計予算、水道事業会計予算及び下水道事業会計予算では、併せて地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

令和8年度の一般会計予算は、総額77億900万円となり、保育施設統合整備事業などの新規事業の実施に加え、道路防災対策事業や病児保育委託事業などの既存事業の拡充により、令和7年度の当初予算と比較して5億1,600万円、率にして7.2%の増となっております。病院事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計を除く一般会計と4特別会計の予算の合計額は98億6,525万4,000円となり、前年度の当初予算と比較して5億6,414万3,000円、6.1%の増となっております。

次に、町立西和賀さわうち病院事業会計については、令和2年度から運用を行っております地域包括ケア病床の適正な運用による収益の確保、並びに令和6年3月に策定した病院経営強化プランに基づき適正な運営に努めていくこととしておりますが、患者数の減少や物価高騰等の影響により、一般会計からの繰入れである他会計補助金は、前年度より

4,407万円増の2億8,491万5,000円となり、収益全体では前年度を3,886万4,000円上回る10億5,525万5,000円の予算額となりました。

一方、支出においては、給与費において岩手県等からの医師派遣が不透明であることから、会計年度任用職員を含む医科医師4名体制を見込むものでありますが、令和7年度の給与改定による各職種の給料、手当等の増により2,341万6,000円の増となるほか、修繕費や委託料などの増により費用合計で前年度を3,892万6,000円上回る11億649万1,000円となり、この結果、令和8年度は5,123万6,000円の赤字予算となっております。

また、資本的収支予算につきましては、検体検査システムの更新等により支出総額が8,144万9,000円、収入については企業債、出資金、負担金及び補助金を見込み、収入総額が5,357万6,000円となり、資本的収入が資本的支出に対し不足する2,787万3,000円については、当年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものです。

次に、水道事業会計については、収益的収支において、収入3億8,693万1,000円、支出4億1,416万9,000円となり、この結果、令和8年度は2,723万8,000円の赤字予算となっております。資本的収支においては、収入2億8,434万3,000円、支出4億2,465万9,000円となり、資本的収入が資本的支出に対し不足する1億4,031万6,000円については、当年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものです。

次に、下水道事業会計については、収益的収支において、収入3億8,867万5,000円、支出4億6,040万3,000円となり、この結果、令和8年度は7,172万8,000円の赤字予算となっております。資本的収支においては、収入4億5,583万3,000円、支出4億5,652万3,000円となり、資本的収入が資本的支出に対し不足する69万円については、当年度分損益勘定留

保資金で補填しようとするものです。

予算の概要については、企画財政課長、病院事務長及び建設水道課長から説明しますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 おはようございます。それでは、私から令和8年度当初予算の概要について説明いたします。

国の令和8年度の地方財政対策の概要では、物価高の中で経済・物価動向等を適切に反映するとともに、社会保障関係費や人件費、いわゆる教育無償化に係る地方負担の増を計上し、地方団体が様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について令和7年度を上回る額を確保するとし、地方交付税総額は令和7年度に対し6.5%の増としたほか、地方財政の健全化への取組として、臨時財政対策債の新規発行額を令和7年度に引き続きゼロとしております。

今後の町の財政の見通しであります。歳入では、経済状況に左右されるところはありますが、人口減少等により町税の減少が見込まれます。一方、歳出では、施設設備の老朽化等に対応するための公営企業会計に対する繰出金の増加及び大規模建設事業や公共施設除却に伴い発行した地方債に係る償還が高い水準で推移する見込みなどから、より一層厳しい財政状況にあるため、将来を見据えた持続可能な財政運営が必須であります。このことから、国や県の動向に注視するとともに、中期財政計画に沿った取組を着実に進め、より一層健全な財政運営に努めてまいります。

令和8年度当初予算の編成に当たっては、限られた財源、資源、マンパワーの中で、総合計画で目指す町の将来像の実現を基本とし、人口減少などの重点課題に対応し、町民福祉を増進しつつ、基本的な行政サービスを維持

する予算として編成したものです。

それでは、議案書に基づいて説明いたします。

議案第23号 令和8年度西和賀町一般会計予算についてです。予算書の1ページを御覧ください。第1条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。当初予算総額を歳入歳出それぞれ77億900万円とし、前年度比では5億1,600万円、7.2%の増となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから8ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりです。

第2条は、地方自治法の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法に関して定めております。具体的には、9ページから12ページの第2表、地方債のとおりで、発行限度額の総額を7億3,490万円とし、前年度比2億9,850万円、68.4%の増とするものです。

第3条では、地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額を5億円と定めております。

第4条では、歳出予算を流用することができる場合を定めるもので、第1号に示すとおり、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費を各項の間で流用できるものとするものです。

13ページを御覧ください。このページ以降は、予算に関する説明資料で、歳入歳出予算事項別明細書の総括表です。歳入歳出それぞれに、科目別に前年度予算との対比を見ることができます。前年度対比で増額となった主な歳入科目は、地方交付税、国庫支出金、繰入金、町債となり、減額となった主な科目は、地方譲与税、環境性能割交付金、県支出金となっております。

15ページを御覧ください。歳出で増額にな

った主な科目は、民生費、衛生費、土木費となり、減額となった主な科目は、総務費、消防費、公債費となっております。

16ページからは、款項目節及び事業ごとの説明となっておりますが、別冊の予算説明書と併せて後ほど御覧ください。

172ページからは給与費明細書、179ページは、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書、181ページは、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。地方債の当該年度末の現在高の見込額につきましては、80億4,581万1,000円とするものです。

182ページには性質別予算の状況を、183ページには歳出予算について款ごとに節別の集計額を掲載しております。

次に、議案第24号 令和8年度西和賀町国民健康保険特別会計予算についてです。予算書1ページを御覧ください。第1条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。今年度の予算総額を歳入歳出それぞれ5億5,904万円とし、前年度比では保険給付費及び保健事業費補助金繰出金の増等により4,153万2,000円、8.0%の増となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから4ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりです。

第2条については、一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算を流用することができる場合を定めるもので、一般会計予算に定めた内容と同様に、人件費に係る流用と保険給付費に係る流用に関して定めるものです。

5ページ以降は、一般会計と同様に、予算に関する説明資料を掲載しておりますので、

説明を省略させていただきます。以下、病院事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計を除く特別会計についても同様であります。

次に、議案第25号 令和8年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算についてです。予算書1ページを御覧ください。第1条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。今年度の予算総額を歳入歳出それぞれ1億1,768万2,000円とし、前年度比では後期高齢者医療広域連合納付金の増等により1,248万3,000円、11.9%の増となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ、3ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりです。

次に、議案第26号 令和8年度西和賀町介護保険特別会計予算についてです。予算書1ページを御覧ください。第1条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。今年度の保険事業勘定の予算総額を歳入歳出それぞれ14億288万円とし、前年度比では保険給付費の減等により1,735万8,000円、1.2%の減となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから5ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりです。

また、介護サービス事業勘定の予算総額を歳入歳出それぞれ1,034万8,000円とし、前年度比では一般管理費の増等により78万9,000円、8.3%の増となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、28ページ、29ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりです。

戻って、1ページになります。第2条では、一時借入金の借入れの最高額を保険事業勘定において5,000万円と定めるものです。

第3条では、歳出予算を流用することができる場合を定めるもので、これも一般会計同様、人件費に係る流用と保険給付費に係る流

用に関して定めるものです。

次に、議案第27号 令和8年度西和賀町温泉事業特別会計予算についてです。予算書1ページを御覧ください。第1条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。今年度の予算総額を歳入歳出それぞれ6,630万4,000円とし、前年度比では温泉施設管理費の増により1,069万7,000円、19.2%の増となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ、3ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりです。

第2条については、一時借入金の借入れの最高額を2,000万円と定めるものです。

次に、別冊の予算説明書について説明をいたします。2ページから7ページまでは、歳入歳出予算の状況及び地方交付税、基金現在高、地方債残高の推移をグラフ表示した資料です。

8ページは、歳入歳出予算の前年度比較の資料です。

9ページ、10ページは、地方消費税交付金及び入湯税の用途に関する資料です。

11ページは、町の総合計画で示しているまちづくり基本方針、基本施策ごとに主要事業を区分したものです。

12ページからは、主要施策の概要説明であります。目次にもありますとおり、担当課ごとの編集としております。

以上、大要説明につきましては、予算書及び予算説明書の見方を中心としましたが、以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 引き続き、私からただいま上程されました議案第28号 令和8年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算の大要について説明いたします。

当病院においては、町内の民間医療機関からの紹介患者や介護施設からの患者受入れ、また町外の急性期病院からの転院患者の受入れなど、これまで地域において果たしてきた病床機能というものがより強化されてきておりますが、昨今は人口減少により患者数も減少傾向にあり、病院経営も大変多難となってきております。

令和8年度においても、地域唯一の町立病院として地域包括ケアシステムの中心的な役割を担っていくとともに、町内での入院受入れについては当院の40床のみとなりますので、引き続き地域医療支援病院と連携を強化し、町民の健康維持はもちろんのこと、様々な観点から町立病院としての役割を担っていきたいと考えております。

また、町立西和賀さわうち病院経営強化プランに基づく年度検証を行い、再点検や見直しを行いながら、病院機能の拡充と経営強化を図るとともに、患者数の増減という不安定要素はあるものの、地域包括ケア病床33床の計画的な運用により、収益面での増収を図ってまいりたいと考えております。

それでは、予算書に基づき説明させていただきます。予算書1ページを御覧ください。第2条では、業務の予定量を定めています。病床数は、医療法上で言う一般病床40床で変わりありませんが、このうち33床は地域包括ケア病床として届出を行っているものです。年間患者数は、入院が前年度当初と同様の1万220人、外来は内科と歯科合わせて前年度当初より1,143人多い2万7,313人とし、年間見込み患者数を3万7,537人と予定しています。成人病検診は、前年度当初予算から20人減の300人を予定しています。主な建設改良事業は、医療機器等整備事業に2,573万9,000円を予定しています。

第3条は、経営部分に当たる収益的収入及び支出の予定額となります。病院事業収益10

億5,525万5,000円に対し、病院事業費用は11億649万1,000円を見込み、収支差引きでは5,123万6,000円の費用超過予算となっております。

2ページを御覧ください。第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定めており、資本的収入は5,357万6,000円、支出は8,144万9,000円を予定しており、2,787万3,000円の費用超過予算となっております。

第5条は、企業債につきまして、医療機器等整備事業2,350万円を限度額として定め、起債の方法については証書借入れとし、利率を5%以内とするものです。

第6条では、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものです。

第7条では、病院事業会計の弾力的運用を図る観点から、医業費用と医業外費用との間で予算流用ができる旨を定めるものです。

第8条には、職員給与費と交際費について、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として定めるものです。

第9条には、不採算地区病院の運営に要する経費等として、繰り出し基準により一般会計から病院事業会計が補助を受ける金額を2億8,491万5,000円とするものです。

第10条には、診療材料、薬品等の棚卸資産の購入限度額を7,800万円と定めるものです。

3ページを御覧ください。第11条には、重要な資産の取得として、検体検査システム一式及び調剤支援システム一式を定めるものです。

収益的収支予算と資本的収支予算の詳細につきましては、予算審査の際にご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で町立西和賀さわうち病院事業会計予算の大要について説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 それでは、私のほうからただいま上程となりました議案第29号 令和8年度西和賀町水道事業会計予算の概要について説明いたします。

水道事業は、全国的にも人口減少により料金収入の減少や老朽化による設備の更新などへの大規模投資の時期が到来し、経営環境は非常に厳しい状況を迎えているのは周知のところでございます。安定した水道事業を持続していくためにも、料金の値上げは避けて通れないことから、昨年7月に料金改定を行いました。今回の改定時期は年度途中であったことから、単純比較はできませんが、令和6年度と比較し1,700万円ほどの増益見込みであります。

また、水道施設の統廃合やダウンサイジング等再編構想、老朽管路の更新を含む基本計画や経営戦略は現在策定を進めており、令和8年度から順次事業予算化の上、事業推進を図ってまいります。

歳入確保は厳しく、財政的にも脆弱ではありますが、今後の経営基盤を強化していくためには企業職員として自覚をより一層持ち、業務改善を行いながら、収支の改善に取り組んでまいります。

それでは、予算書に基づき説明をいたします。予算書の1ページを御覧ください。第1条では、令和8年度西和賀町水道事業会計の予算は次に定めるところによるとし、第2条では業務の予定量を定めており、給水戸数2,125戸、年間総配水量90万8,401立米、1日平均配水量2,489立米、主な建設改良事業として、水道施設設備整備事業670万5,000円、配水管布設替事業1,783万6,000円、岩手県が実施する主要地方道盛岡横手線泉沢地区の道路改良事業に併せて実施する泉沢地区配水管布設替事業2,000万円を予定しております。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額

を定めており、収入となる水道事業収益は3億8,693万1,000円、支出となる水道事業費用は4億1,416万9,000円を予定しており、2,723万8,000円の費用超過予算となっております。

2ページを御覧ください。第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定めており、資本的収入は2億8,434万3,000円、資本的支出は4億2,465万9,000円を予定しており、1億4,031万6,000円の費用超過予算となっております。

第5条は、企業債について定めており、主要事業で説明した配水管布設替事業に充てるため限度額を1,330万円、泉沢地区配水管布設替事業に充てるため限度額を1,000万円とし、証書借入の方法にて行い、利率は年5%以内と予定するものです。また、償還の方法についても定めております。

第6条は、一時借入金の限度額を1億円と定めるものです。

3ページを御覧ください。第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について、水道事業会計の弾力的運用を図るため、営業費用と営業外費用との間で予算流用ができる旨を定めるものです。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるものです。

第9条は、企業債支払利息等の費用に充てるため、他会計から補助金を受ける金額を1億7,434万5,000円と定めるものです。

収益的収支予算及び資本的収支予算の詳細については、予算審査の際に改めて説明いたします。

以上で水道事業会計予算における概要について説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

引き続き、上程になりました議案第30号 令和8年度西和賀町下水道事業会計予算の大

要について説明いたします。

下水道事業は、建設当時の汚水処理人口とは状況が変わっていることや整備後20年が経過していることから、設備等の更新時期が到来し、経営環境は非常に厳しい状況を迎えております。安定した下水道事業を維持していくためにも、料金の値上げは避けて通れないことから、今年度から職員で構成する水道料金等内部協議委員会、職員以外で構成する水道料金等検討委員会を設置し、現在協議を進めているところであります。

また、下水道施設設備等の更新を進めるため、ストックマネジメント計画の推進を図ってまいります。さらに、今年度取り組んでおりますダウンサイジング等再編構想を含む下水道処理施設等の統廃合計画による実施検討を進めてまいります。

下水道事業におきましても、財政的にも脆弱ではありますが、今後の経営基盤を強化していくためには企業職員としての自覚をより一層持ち、業務改善を行いながら、収支の改善に取り組んでまいります。

それでは、予算書に基づき説明いたします。予算書の1ページを御覧ください。第1条では、令和8年度西和賀町下水道事業会計の予算は次に定めるところによらし、第2条では業務の予定量を定めており、汚水処理戸数1,729戸、年間総処理水量37万6,188立米、1日平均処理水量1,031立米、主要な建設改良事業として、下水道施設設備整備事業1億2,104万9,000円、岩手県が実施する主要地方道盛岡横手線泉沢地区の道路改良事業に併せて実施する泉沢地区下水道管敷設替事業1,300万円、浄化槽市町村整備推進事業2,246万4,000円を予定しております。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めており、収入となる下水道事業収益は3億8,867万5,000円、支出となる下水道事業費用は4億6,040万3,000円を予定しており、

7,172万8,000円の費用超過予算となっております。

2ページを御覧ください。第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定めており、資本的収入は4億5,583万3,000円、資本的支出は4億5,652万3,000円を予定しており、69万円の費用超過予算となっております。

第5条は、企業債について、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法に関して定めており、発行限度額を合わせて1億6,080万円とするものです。

3ページを御覧ください。第6条は、一時借入金の限度額を1億円と定めるものです。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について、下水道事業会計の弾力的運用を図るため、営業費用と営業外費用との間で予算流用ができる旨を定めるものです。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるものです。

第9条は、企業債支払利息等の費用に充てるため、他会計からの補助金を受ける金額を1億1,964万8,000円と定めるものです。

収益的収支予算及び資本的収支予算の詳細につきましては、予算審査の際に改めて説明をいたします。

以上で下水道事業会計予算における大要についての説明を終わらせていただきますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 以上で提案理由の説明が終わりました。

続いて、日程第7、予算審査特別委員会の設置を行います。

お諮りいたします。議案第23号から議案第30号までの令和8年度予算案については、慣例により当職を除く議員11人で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号から議案第30号までは、当職を除く議員11人で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。

については、その運営を図る委員長及び副委員長の選任であります。どのような方法で行うのかお諮りいたします。

高橋到君。

9番 指名推選で行いたいと思いますが、お諮り願います。

(賛成の声)

議長 ただいま高橋到君から、委員長及び副委員長の選任については指名推選によって行いたいという動議が出され、所定の賛成を得て成立しております。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、指名推選をもって選出することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、指名推選をもって選出することに決定いたしました。どなたを指名推選されるかご発言をいただきます。

高橋到君。

9番 委員長には高橋義彦君、副委員長には唐仁原俊博君を推薦いたします。お諮り願います。

議長 ただいま委員長には高橋義彦君、副委員長には唐仁原俊博君を推薦したいとの発言がありましたが、そのように決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長は高橋義彦君、副委員長には唐仁原俊博君が選任されました。

ここで正副委員長の挨拶を求めます。正副

委員長は登壇してください。

委員長 ただいまご指名いただきました高橋義彦です。

限られた日程の中ではありますが、皆様のご協力を得ながら、慎重に審査を進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

副委員長 副委員長を務めます唐仁原俊博です。

活発な議論が円滑に行われるよう努めたいと思います。よろしくお願いたします。

議長 正副委員長は自席へお戻りください。

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、次回、来週の3月3日は、条例、補正予算の審議及び一般質問1人を予定しております。

これをもって本日は散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時44分 散 会